

大阪市条例第20号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(手当の種類)</p> <p>第3条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>[(1)~(14) 略]</p> <p><u>(15) 外国勤務手当</u></p> <p><u>(外国勤務手当)</u></p> <p><u>第18条 外国勤務手当は、職員が、外国に所在する公署（これに準ずると市長が認めるものを含む。以下同じ。）における勤務を命ぜられ、その命令に係る業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、1月につき、外国に所在する公署において勤務する職員（以下「外国勤務職員」という。）が当該公署の所在地（以下「勤務地」という。）に所在する総領事館（勤務地に総領事館が所在しない場合にあつては、当該勤務地が属する国の大使館）に勤務する外務公務員（以下「所在地勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に支給されることとなる在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭</u></p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)~(14) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。)第9条又は第10条第1項の規定による在勤基本手当の額に相当する額に100分の80を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる場合における第1項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、1月につき、同項の規定による額に当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 外国勤務職員が勤務地においてその住居に係る費用を負担する場合 当該外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法第12条第1項本文の規定による住居手当の額に相当する額（当該住居手当の額が同項ただし書の規定による限度額に100分の80を乗じて得た額を超えるときは、当該額に相当する額）

(2) 外国勤務職員が配偶者を勤務地に随伴する場合 前項の規定による額に100分の20を乗じて得た額

(3) 外国勤務職員の子のうち主として当該外国勤務職員の収入により生計を維持しているものであって人事委員会規則で定める者が勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合 当該外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法第15条（第3項を除く。）の規定による子女教育手当の額に相当する額

4 前3項に規定するもののほか、外国勤務手当の額の計算方法その他外国勤務手当の

<p><u>支給に関し必要な事項は、人事委員会規則</u> <u>で定める。</u> (施行の細目) <u>第19条</u> [略]</p>	<p>(施行の細目) <u>第18条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。